

これまでの議論・発言

1. 基本構想、調査検討報告書でのとりまとめ（基本理念等関連抜粋）
2. 基本構想、調査検討報告書でのとりまとめ（展示関連抜粋）
3. 本検討会におけるこれまでの主なご発言（基本理念、方針関連抜粋）

1. 基本構想、調査検討報告書でのとりまとめ（基本理念等関連抜粋）

「新たな国立公文書館像の方向性」【基本構想】

- ①国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」としての役割の発揮
- ②我が国全体の歴史公文書等の保存・利用等の取組推進の拠点としての役割の強化
- ③デジタル化の進展をはじめとする時代の変化を見据えた施設整備やサービスの展開

「新たな国立公文書館に求められる機能」【基本構想】

① 収集・情報提供機能

国内外に点在する歴史公文書等の積極的な収集や所在情報の集約・国民への提供を図る

② 展示・学習機能

憲法など国の重要な歴史公文書等を通じて若い世代も含めた国民が生きた歴史に親しみ学べる場を提供する

③ 保存・修復機能

劣化が進む公文書の修復を行いつつ、歴史公文書等の原本を将来にわたって適切に保存する

④ 調査・研究支援機能

国立公文書館等の利用者にとっての利便性を図り、歴史公文書等を活用した調査・研究活動を支援する

⑤ デジタルアーカイブ機能

他機関と連携しつつインターネットの利用による歴史公文書等の公開を図る

⑥ 人材育成機能

専門職員など公文書管理に関わる人材の養成体制や人材の充実を図る

⑦ 情報交流機能

公文書をめぐる諸活動において関係機関の交流の拠点となるとともに、歴史公文書等やそれを保存する施設としての国立公文書館の重要性について広く伝える

1. 基本構想、調査検討報告書でのとりまとめ（基本理念等関連抜粋）

< 国民に対して説明責任 >

【基本構想】

- ・ 我が国が歩んできた歴史や目指してきた価値を、文書や記録という形で世代を超えて受け継ぎ、現在の主権者たる国民に対して説明責任を果たす
- ・ 国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用が国民への説明責務を全うする
- ・ 現在及び将来の国民への説明責任を果たす

< 次代を担う子供たちに歴史を学ぶ機会を提供し将来につなげていく >

【基本構想】

- ・ 次代を担う子供たちが生きた歴史に親しみ学ぶ機会を提供することで、将来につなげていく
- ・ 国のかたちや国家の記憶を現在を生きる人々に伝え、かつ将来につないでいく「場」
- ・ 我が国の歴史に親しみ学び、誇りを持てるような施設

【基本構想】

- ・ 憲法に代表される国の重要な歴史公文書等を過去から現在、そして次代を担う子供たちが生きた歴史に親しみ学ぶという経験によって未来に伝え、これからの国づくりへ国民の積極的な参画を促す

1. 基本構想、調査検討報告書でのとりまとめ（基本理念等関連抜粋）

＜世界に対して我が国の成り立ちや歴史、それに対する国民の関心と誇りの高さを伝える＞

【基本構想】

- ・世界に対しても、我が国の成り立ちやたどってきた歴史、それに対する国民の関心と誇りの高さを伝えられるような存在

＜公文書館自体の存在意義を国民に広く認知する＞

【基本構想】

- ・国立公文書館自体の存在意義について国民に広く認知されることが不可欠であり、国立公文書館が、単に過去の文書を保存する施設にとどまらず、我が国の意思決定の過程をたどれる歴史公文書等を通じ、これからの国づくりを進める上で礎となる知的資源を提供する、未来に向けた積極的な意義をもつ施設であるとの認識を広く醸成する

2. 基本構想、調査検討報告書でのとりまとめ（展示関連抜粋）

「新たな国立公文書館に求められる機能」【基本構想】

- ・ 憲法など国の重要な歴史公文書等を通じて若い世代も含めた国民が生きた歴史に親しみ学べる場を提供する「**展示・学習機能**」

① 国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」の提供【調査検討報告書】

新たな施設は、初めて公文書等に接する人々から専門的な調査・研究を深めたい人々まで、様々な利用者が訪れ、憲法等の国家の象徴的な文書や我が国のあゆみを物語る主要な公文書、江戸時代以前の古書・古文書等の原本のストーリー性をもった展示の観覧、デジタル技術等も活用した体感的な学び、充実した利用サービスの下での原本の閲覧利用等の体験を得られる「場」とする。このことにより、我が国の「生きた歴史」を文書から読み解くことを通じて、**国の成り立ちや国家としての意思決定の過程について興味・関心を高め、驚きや感動とともに理解を深められる施設**を目指す。

3. 本検討会におけるこれまでの主なご発言（基本理念、方針関連抜粋）

〈展示の意義・目的〉

- ・ **展示の目的等を明確化してはどうか。**
- ・ どうしても求められている外形的な形というか、表層的なところから入ってしまいがちだが、**コンセプトとして何を実現していくのかを打ち出していく必要がある。**
- ・ M(博物館)、L(図書館)とは異なるA(公文書館)の意義が伝わるよう、**公文書を次世代に引き継いでいく意義を伝える**展示を工夫して欲しい。
- ・ 「公文書」そのものの理解を深めるセンターであるべき。**公文書の意義や歴史的資料がどのように作成され、何を残すのかその過程がわかるように**して欲しい。
- ・ 公文書を保存、管理する職員のみならず、**歴史的な資料を守ってきた先人たちを評価し、その努力を広く伝える**必要がある。
- ・ 場所的に政治の中枢に近くなるので、展示を通じ、**行政の活動に加えて政治への関心を高めることにも留意**して欲しい。
- ・ 国立公文書館は何を残して、何を公開して、どういうことが政策決定に意味を持つのかというプロセスが、小中学生、高校生にも理解が進むとよい。

3. 本検討会におけるこれまでの主なご発言（基本理念、方針関連抜粋）

<公文書館、公文書の意義を伝える展示の必要性>

- ・ 公文書の意味合い自体が多くの人に理解されるような展示。
- ・ 学生には与えられた歴史のストーリーを見せるだけではなく、公文書管理制度、公文書館そのものを学んで、自ら資料にアクセスしていく力や資料批判の力をつけてもらう、そういう仕組みがあるとよい。
- ・ 公文書はどのようなルールに基づいて、どのような記録として残されているものなのか、記録を基にした政治や行政が行われていることも含めた公文書館の意義、位置づけを展示に組んでいくことが必要。
- ・ 公的にオーソライズされた歴史的価値を持つ文書の重要度が、これからさらに増してくる。そういう意味で、当時の政治決定のプロセスが分かるもの、国民的な合意が得られたもの、そういう情報がそこに行けばあるという、公文書館にある情報は極めて事実を正確に伝えられるということがわかる展示。
- ・ 公文書を守ってきた人たちの取組を今以上に見える化。
- ・ 資料そのものの内容を伝える展示だけでなく、その資料が保存されている意味とか、そういった一段次元を変えた資料展示が必要。
- ・ 憲政記念館の展示は「わかりやすさ」などの面での工夫が凝らされている。

3. 本検討会におけるこれまでの主なご発言（基本理念、方針関連抜粋）

<展示方針全般>

- ・ 公文書館として、その展示を通じて何をアピールしたいのかということは、公文書館の人にしか分からないので、全てを展示だからといって誰か特定のポストの人に任せるのではなくて、公文書館全体として発信したい情報を考える。
- ・ 国立公文書館の紹介について、業務内容の紹介だけでは、国の統治と公文書との関係について理解が深まらないので、更に踏み込んだ説明が必要である。
- ・ 日本の範囲というものが、近代、現代、変容しており、現在の日本の国民が住んでいる空間だけに対象を限定して、それを過去に投影するのではなく、その時代、その時代の日本の空間、範囲というものを意識した展示にすることが、歴史の機微に触れる、開かれた展示となり、対話が可能になる。
- ・ 国立公文書館の展示では、日本の立場から見た歴史認識をベースにした展示になってくるのだろうが、異なる解釈、認識をする者との間で、対立ではなくて対話を生み出すような開かれた展示にしてほしい。
- ・ 新しい技術もいいが、公文書館が何をやるのかという根本的なところを考える。
- ・ 国立公文書館と憲政記念館は親和性が高いため、両館が統一テーマを掲げ、それぞれが、政府、国会に関する展示を行うという工夫が出来るのではないか。
- ・ 新学習指導要領で高等学校に設けられる「公共」、「歴史総合」などでも活用可能な展示を、ウェブサイトなどと連携し行うことが望ましい。

参 考 资 料

調査検討報告書でのとりまとめ（施設整備関連）

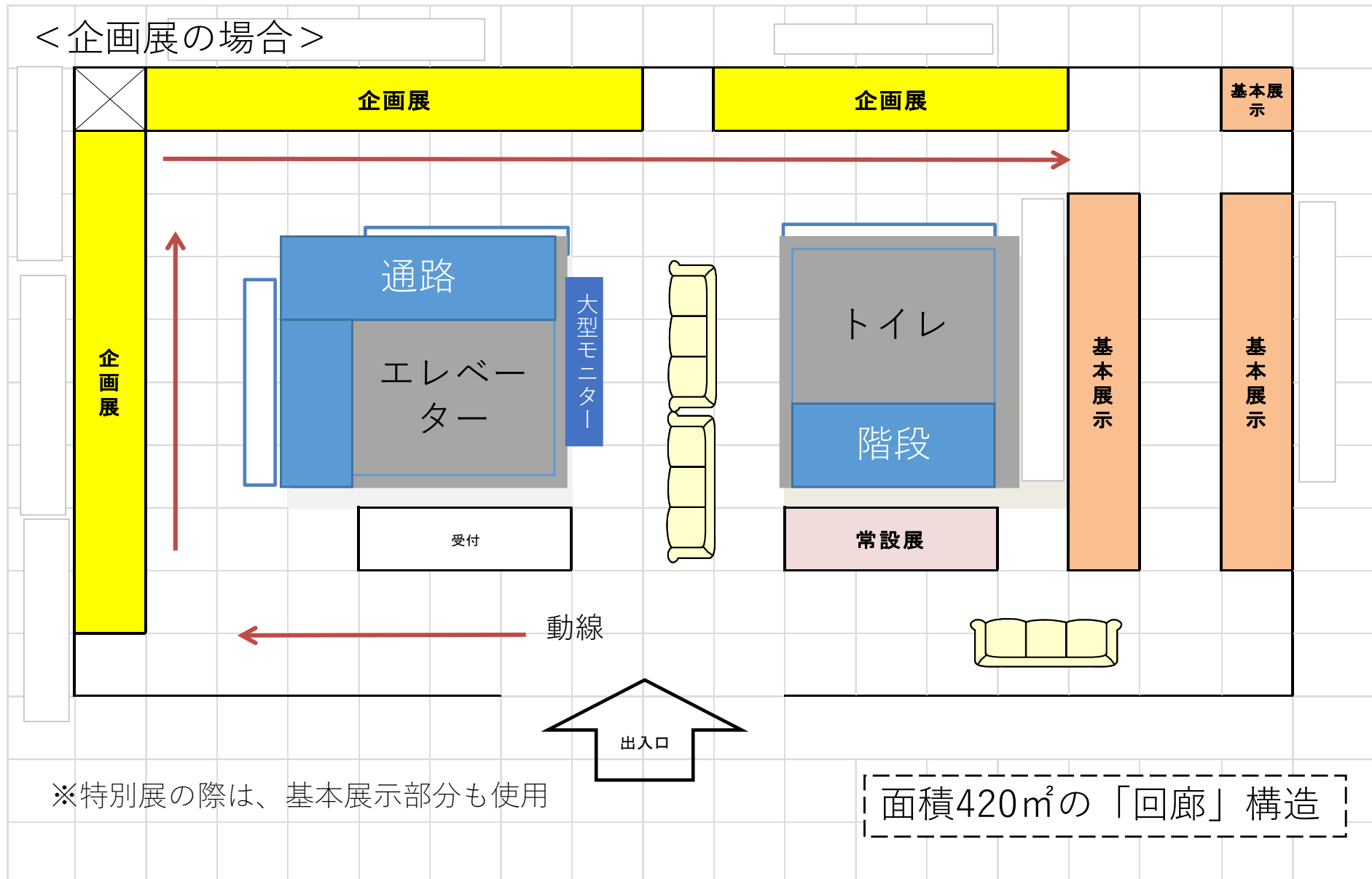
【施設・設備の概要】

※本概要は、あくまで調査検討会議として期待する姿を示したものであり、実際の規模、機能については、今後の検討等により変更が生じる可能性がある。

機能／室名	面積 ()内は現状 ※専用の室がない 場合「-」と記載	用途	性能等
シンボル展示スペース	1,900 m ² (420 m ²)	日本国憲法など象徴的な資料の展示を想定した展示スペース	(施設に求める性能) ・天井高を確保すること等により、開放的な空間とすることが望ましい。 ・柱を設けないこと等により、フレキシブルに使える空間とすることが望ましい。 ・外部への窓(開口部)を設けないこと等により、直射日光・間接光も含めて外部環境の影響を受けない空間とすることが望ましい。 ・展示ケース内について資料に合わせた最適な温湿度管理が可能であること。 ・IPM (Integrated Pest Management) の考え方を導入した害虫防除方策が可能であること。 ・文化庁の「公開承認施設」の基準を満たすこと。 (機能・用途から想定される設備の例) ・展示ケース、展示に用いる大型機器
常設展示室		我が国の成り立ちや国家としての意思決定の過程をたどる資料の原本を常時展示するスペース(借用資料の展示も想定)。国立公文書館の役割を紹介するスペースも兼ねる	
企画展示室		個別のテーマで構成された資料を年数回、一定期間にわたって展示するスペース(借用資料の展示も想定)。可動壁を計画しフレキシブルに使えるようにする	
展示準備室	250 m ² (-)	展示のための各種準備を行う。展示備品の保管スペースも兼ねる	展示室と同等
借用資料保管庫	100 m ² (-)	外部からの借用資料を保管する。保管庫と同一の	特別管理書庫と同等(後述) (ただし、文化庁の「公開承認施設」の基準を満たすこと。)

現在の国立公文書館における展示ホール見取り図

< 企画展の場合 >



※特別展の際は、基本展示部分も使用

面積420㎡の「回廊」構造

令和2年2月5日 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議(第26回)を基に作成

新たな国立公文書館における展示に関する基本的な考え方について

【論点一覧】

- 全体論点1：コンセプト・ターゲットをどう考えるか。
- 全体論点2：展示物の形態・展示手法
- 個別論点1：シンボル展示
- 個別論点2：常設展示

- 全体論点 1 : コンセプト・ターゲットをどう考えるか。

- (1) コンセプト

- 国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」 (基本計画 P3)

- ~人々が国のかたちや国家の記憶に接し、理解を深めることができるよう、極めて幅広い年代の所蔵資料を中心とした展示 (基本計画 P3)

- (2) ターゲット

- 国立公文書館を訪れる様々な世代の人々 (基本計画 P3)

- 初めて公文書等に接する人々から専門的な調査・研究を深めたい人々まで、様々な利用者 (調査検討報告書 P3)

- ➔ 国の三権が集中する国会前庭という立地を踏まえ、国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」として機能することを目指す。そのため、関係機関等とも適切に協力する。

- また、小中学生、成人、高齢者、研究者、外国人など、国立公文書館を訪れる様々な世代、バックグラウンドの人々が国のかたちや国家の記憶に接し、理解を深めることができるよう、極めて幅広い年代の所蔵資料を中心とした展示を行っていく。

- 全体論点2：展示物の形態・展示手法

- (1) 原本/レプリカ

- 我が国の歩みをたどる上で象徴的な文書等の原本の展示を基本としつつ、必要に応じて入替えを行うことを想定。（基本計画 P5）

- ～文書の保存と利用のバランスの観点から、必要に応じ、一定期間ごとに展示する文書等を入れ替える、複製物を併用する等の方策についても検討する。（調査検討報告書 P6）

- ➔ 我が国の歩みをたどる上で象徴的な文書等の原本の展示を基本としつつ、文書の保存と利用のバランスの観点から、必要に応じて入替えを行ったり、複製物を併用する。

- 原本展示については、諸外国の公文書館等の先行事例も参考に、保存科学の観点のみならず、各文書の展示を行う期間や原本展示に必要な措置を講ずるための費用等の面からも慎重に検討を行う。

- (2) その他の展示物の形態・手法に係る論点

-エリア別の展示テーマ及びそれに関連する所蔵資料の選定並びに音声・映像等の多様な資料の活用や先端技術を活用した展示手法の導入等...について検討を行う。（基本計画 P3）

- インターネット上でのコンテンツの公開、展示企画のデジタルコンテンツとしての蓄積、他機関からの借用資料や複製等の活用、関連する写真や映像、音声等の多様な資料の展示、先端技術を活用した体験型の展示、多様な利用者に配慮した展示の工夫や鑑賞ツールの提供等（調査検討報告書 P5-6）

- ➔ 展示手法については、原本／レプリカを使用した展示の在り方の検討を踏まえ、音声・映像等の多様な資料を活用し、また、可能な限り、先端技術を採用できるような、柔軟性を持たせる。

- 展示解説についても、様々な手段や技術（マルチメディア端末等）も併用して、小・中学生、成人や専門家、外国人それぞれについて対応できるようにする。

1. 展示について

令和4年6月22日
第6回会議資料

国立公文書館
NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN

○公文書管理法第23条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第16条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

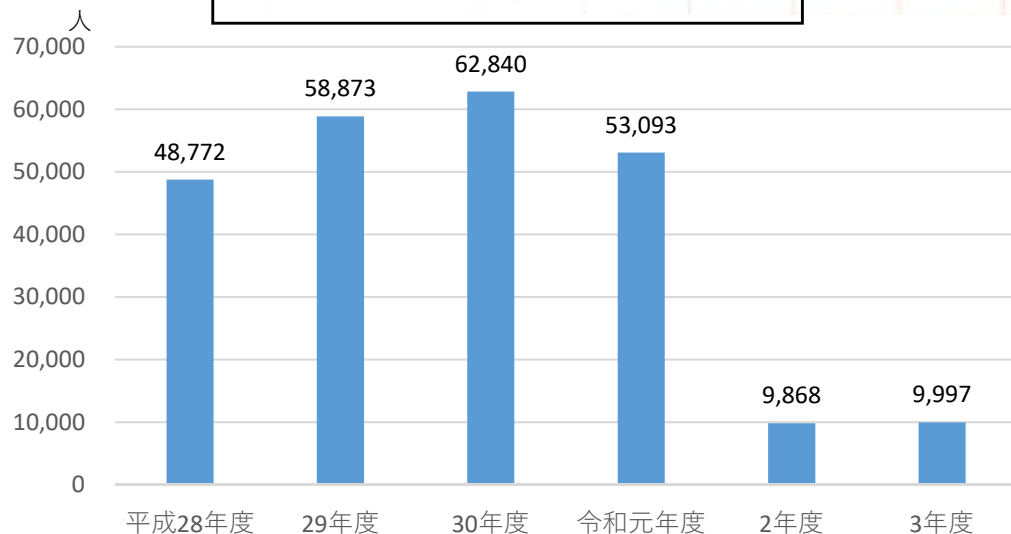
【国立公文書館の取組】

- 常設展 日本国憲法、大日本帝国憲法、終戦の詔書をはじめ、明治以降、近代日本のあゆみに関する資料(複製)を展示（通年）。
- 特別展 所蔵資料のみならず、他機関所蔵資料を借用するなどして展示会を開催（年間1～2回）。有料による図録、関連グッズを作成・販売。
- 企画展 所蔵資料をテーマに応じて展示（年間3回程度）。簡易図録を作成、無償配布。
- その他 デジタル展示、館外展示。特別展・企画展での解説会を実施。

令和3年度
館外展ポスター



展示会来場者数の推移



展示の画像・ポスター等

平成29年度第1回企画展
ギャラリー・トーク



デジタル展示
「江戸の花だより」



【現状と課題】

○ 現在は、特別展・企画展は同時に複数の企画を開催できず、展示資料も40点程度しか陳列できない。来館者の多様なニーズ・知的欲求に応え、時宜にかなった展示を行うには、常設展示以外に同時に複数の展示会を並行し、かつより広いスペースを使用して開催できるようにすることが必要。

※東京国立博物館、東京国立近代美術館、国立歴史民俗博物館等でも基本的に複数の展示会を同時に開催。

(想定する複数同時開催の例)

江戸時代以前の文化（内閣文庫）
明治期～戦前の産業
戦後の生活

江戸時代以前の政治（内閣文庫）
明治期～現代の文化
明治期～現代の政策 など

○ 展示テーマに応じて「原本」をご覧いただくことが望ましい。資料保存の観点を十分ふまえた展示ケース等が必要。

○ 最終版・確定版の資料だけでなく、「経緯も含めた意思決定に至る過程等」に係る資料を前面に押し出すことで、国立公文書館でしかできない展示を行うことが重要。

○ 公文書館や公文書管理の意義と重要性を伝える展示の実施が重要。

【現状と課題】

○現在の来館者は60代以上が中心。より幅広い年齢層や多様な興味関心の方々、公文書館を認知していない方々に来館していただくため、外部の知見を活用した戦略的な広報の展開や関連イベント実施による情報発信が必要。

○より魅力的な展示を行うため、資料の意味等を理解していただくために、解説の充実が必要。（展示パネルの作成、音声・アプリ等を利用した解説など技術的な対応）。また、他の文書所蔵施設、映像アーカイブ機関等からの所蔵資料借入れも積極的に行うことが必要。（現用文書の借用や寄贈寄託文書の積極的活用を含む）

○多様な来館者へも幅広く対応するため、ソフト面での案内サービスの充実が必要（多言語化、ガイドアプリ等）。

[留意事項]

・展示の企画に当たり、事前の所蔵資料の調査等に長期間を要する事情等を考慮すると、複数の展示会を同時並行で行うには、相当の人員確保が必要。

・資料・媒体の選定、解説づくり等に際し、より来館者に訴えかける多様な手法を導入するため、調査研究や外部の専門的知見の活用が必要となる。